

決裁区分	秘密区分	取扱区分	保存区分	法務省司司第 号		
E		至急		決裁の日	平成 17 年 9 月 6 日	
				起案の日	平成 17 年 9 月 5 日	
(件 名) 「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について (照会)						
標記について、各府省庁担当者あてに別紙 1 のとおり、省内各局部課担当者あてに別紙 2 のとおり、それぞれ照会することとしたい。						
起案部局・課 司法法制部 司法法制課	部 長		司法法制課長	参 事 官		室 長
				(吉村) 付	(田辺) 	(内堀) 
	部 付 補 佐 官					
	(藤田)					
	係 長 係 員					起 案
	 					司法制度第一係 清 水 (内線 )
編集・発送 関係必要事項						

事 務 連 絡
平成 1 7 年 9 月 日

各府省庁法令担当官 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について
(照会)

貴府省庁(外局を含む。)所管の法律(未成立,未施行のものを含む。)のうち,下記の法律名を引用しているものがありましたら,その法律名及び該当条項を別添様式により,本月○日(○) 17:00までにメール又はFAXにより,下記担当者あてに御回答いただきますようお願いいたします。

9日(金)

なお,該当がない場合にも,その旨御回答願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律(昭和23年法律第75号) 全条項
- 2 検察官の俸給等に関する法律(昭和23年法律第76号) 全条項

《本件の連絡先》

法務省大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 真崎, 清水

TEL [REDACTED] (直通)

FAX [REDACTED]

E-mail [REDACTED] (真崎)

[REDACTED] (清水)

別添

(府省庁名：)

- 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

- 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

事 務 連 絡
平成 1 7 年 9 月 日

各局部課法令担当官 殿

大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について
(照会)

貴局部課所管の法律（未成立，未施行のものを含む。）のうち，下記の法律名を引用しているものがありましたら，その法律名及び該当条項を別添様式により，本月○日（○） 1 7 : 0 0 までにメール又は F A X により，下記担当者あてに御回答いただきますようお願いいたします。

なお，該当がない場合にも，その旨御回答願います。

記 9日(金)

- 1 裁判官の報酬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 5 号） 全条項
- 2 検察官の俸給等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 6 号） 全条項

《本件の連絡先》

大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 真崎 ()，清水 ()

TEL () (直通)

FAX ()

E-mail () (真崎)

() (清水)

別添

(部局課名：)

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

参考

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

法 律 名	条 項
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律	第6条第4項
昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	第1項第3号

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

法 律 名	条 項
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律	第6条第4項
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	第7条第3項
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	第13条第3項
日本郵政公社法	第57条第3項
国家公務員倫理法	第2条第2項第4号
国家公務員倫理法	第2条第3項第3号
国家公務員倫理法	第2条第4項第2号
独立行政法人通則法	第59条第3項
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	第5条第2項
国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法	第7条第3項
昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	第1項第3号

引用条文検索・条件指定画面

A メインメニュー

検索開始

クリア

【結果表示件数指定】

20件 ▼

【範囲指定】

○ 法令番号 昭和 ▼ 23 年 法律 ▼ 75 号

◎ 法令名 裁判官の報酬等に関する法律

法令番号検索

【検索条件指定】

◎ 指定なし

○ 条項号による指定

条 名

項番号

号番号

○ 編章節等による指定

編名

章名

節名

款名

目名

(入力例)

(条名：第二百三十四條 , 編名：第一編)

(項番号：12 , 章名：第十章)

(号番号：二十 , 節名：第十一節)

(款名：第五款)

(目名：第二目)

【引用関係指定】

◎ 準用・適用・読替え・引用

○ 準用 ○ 適用 ○ 読替え ○ 引用

検索開始

クリア

引用条文検索・結果一覧画面

A	メニュー	B	条件指定画面	C	本頁の全案件の内容を表示	D	選択した案件のみ内容を表示	E	全ヒット案件の内容をセンタ印刷
---	------	---	--------	---	--------------	---	---------------	---	-----------------

該当件数8件中 1 ～ 8件分を表示しています。

No.	選択	法令番号	法令名	Level 1	Level 2	Level 3
1	☐	平一六 法一二 一	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律	第六条	4	
	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第二条	4	
3	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第二条の二	2	
4	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第二条の四	3	
5	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第十条の四	2	二
6	☐	昭四〇 政三一 七	昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令	第三条	3	
	☐	昭三三 政二〇 七	国家公務員共済組合法施行令	第五条	3	四
8	☐	昭二八 法一五 七	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律		1	三

A メインメニュー B 条件指定画面 F 結果一覧画面

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(平成十六年六月十八日法律第二百一十一号)

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務局に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条

4 前三項の規定は、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額を法第四条又は第五条の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第一項各号及び第二項中「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と、前項中「附則別表第五」とあるのは「附則別表第六」と読み替えるものとする。

(昭和四十六年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条の四

4 第二項の規定は、法第四条第一項又は第五条の四第二項に規定する年金のうち前項に規定する組合員に係る年金の額を法第四条の四第二項若しくは第三項又は第五条の四第二項若しくは第四項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則別表第四」とあるのは、「附則別表第六」と読み替えるものとする。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(昭和四十四年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条の二

2 前項の規定は、法第四条第一項又は第五条の二第一項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額を法第四条の二又は第五条の二の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「附則別表第二」とあるのは、「附則別表第三」と読み替えるものとする。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(昭和四十六年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条の四

3 第一項の規定は、法第四条第一項又は第五条の四第一項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額を法第四条の四第一項若しくは第三項又は第五条の四第一項若しくは第四項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第三」とあるのは、「附則別表第五」と読み替えるものとする。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(給与に関する法令に準ずるもの及び管理職員に相当する者の範囲)

第十条の四

2

二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十九号）附則第三項に規定する者

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十年九月三十日政令第三百十七号)

(新法年金のうち特別職の職員等に係る仮定俸給年額の特例)

第三条

3 前二項の規定は、法第四条第一項又は第五条第一項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額をこれらの規定により改定する場合について準用する。この場合において、第一項中「十二倍に相当する額」とあるのは「十二倍に相当する額（その額が四十一万四千円以下である場合には、それぞれその額に対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）附則別表第三に掲げる仮定俸給年額）」と、前二項中「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と読み替えるものとする。

国家公務員共済組合法施行令

(昭和三十三年六月三十日政令第二百七号)

(報酬)

第五条

3

四 裁判官 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第二条、第九条及び第十五条の規定に基づく給与

該当するデータがありません。

[前の画面に戻る](#)

引用条文検索・条件指定画面

A メインメニュー

検索開始

クリア

【結果表示件数指定】

20件 ▼

【範囲指定】

○ 法令番号 昭和 ▼ 23 年 法律 ▼ 76 号

○ 法令名 検察官の俸給等に関する法律

法令番号検索

【検索条件指定】

◎ 指定なし

○ 条項号による指定
条 名

項番号

号番号

○ 編章節等による指定
編 名

章 名

節 名

款 名

目 名

(入力例)

(条名：第二百三十四條 , 編名：第一編)

(項番号：12 , 章名：第十章)

(号番号：二十 , 節名：第十一節)

(款名：第五款)

(目名：第二目)

【引用関係指定】

◎ 準用・適用・読替え・引用

○ 準用 ○ 適用 ○ 読替え ○ 引用

検索開始

クリア

引用条文検索・結果一覧画面

A メ インメ ニュー	B 条 件指定 画面	→ 次 の20件 を表示	C 本頁の全案件の内容を表 示	D 選択し た案件のみ 内容を表示	E 全ヒット案件の内容をセン タ印刷
---------------------	--------------------	--------------------	-------------------------	---------------------------	----------------------------

該当件数20件中 1 ～ 20件分を表示しています。

No.	選 択	法令番 号	法令名	Level 1	Level 2	Level 3
1	☐	平一六 法一二 一	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律	第六条	4	
2	☐	平一五 法四〇	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	第七条	3	
3	☐	平一五 法四〇	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	第十三条	3	
4	☐	平一五 政五四 六	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令	第四条	2	
5	☐	平一五 政五四 六	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令	第七条	1	
6	☐	平一四 法九七	日本郵政公社法	第五十七条	3	
7	☐	平一一 法一六 〇	中央省庁等改革関係法施行法 抄	第三百九条	1/3	
	☐	平一一 法一二 九	国家公務員倫理法	第二条	2	四
9	☐	平一一 法一二 九	国家公務員倫理法	第二条	3	三
10	☐	平一一 法一二 九	国家公務員倫理法	第二条	4	二
11	☐	平一一 法一〇 三	独立行政法人通則法	第五十九条	3	
12	☐	昭四五 法一一 七	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	第五条	2	
13	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第二条	4	

14	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第二条 の二	2	
15	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第二条 の四	3	
16	☐	昭四二 政三二 二	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令	第十条 の四	2	三
17	☐	昭四〇 政三一 七	昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令	第三条	3	
18	☐	昭三三 政二〇 七	国家公務員共済組合法施行令	第五条	3	六
19	☐	昭二九 法一四 一	国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法	第七条	3	
20	☐	昭二八 法一五 七	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律		1	三

A メインメニュー B 条件指定画面 F 結果一覧画面

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(平成十六年六月十八日法律第百二十一号)

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務局に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年五月九日法律第四十号)

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七条

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（第四条第三項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年五月九日法律第四十号)

(派遣期間中の給与等)

第十三条

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令

(平成十五年十二月二十五日政令第五百四十六号)

(法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第四条

2 前項第一号において「国支給給与月額」とは、その月に国が当該検察官等に支給した俸給（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するものをいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に国が当該検察官等に支給した期末手当等（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当若しくは同法第十九条の八第一項に規定する期末特別手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当若しくは期末特別手当に相当するものをいう。）の額との合計額をいう。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令

(平成十五年十二月二十五日政令第五百四十六号)

(職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当若しくは同法第十九条の八第一項に規定する期末特別手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当若しくは期末特別手当に相当するもの」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項の下欄中「及び団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「、団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金、国の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同表第百十三条第二項第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三条第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三条第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表中「

第百四十四条第三項 主務省令 総務省令

」とあるのは「

第百十四条 第三項	主務省 令	総務省令
第百十五条 第二項	相当す る手当	相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当

」と地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、「組合員」とあるのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と、「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により団体（地共済法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この項において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項（第一号、第一号の二及び第五号を除く。）の規定によりその月に団体及び国が負担すべき金額の合計額に、団体支給給与月額（その月に当該団体が当該検察官等に支給した給料（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該検察官等に係る当該団体及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

日本郵政公社法

（平成十四年七月三十一日法律第九十七号）

（他の法律の適用除外等）

第七十七条

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「日本郵政公社法第五十四条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「日本郵政公社は」とする。

中央省庁等改革関係法施行法 抄

（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第三百九条 略

国家公務員倫理法

(平成十一年八月十三日法律第百二十九号)

(定義等)

第二条

2

四 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

ハ 検察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

国家公務員倫理法

(平成十一年八月十三日法律第百二十九号)

(定義等)

第二条

3

三 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

ハ 検察官俸給法第九条に定める俸給月額の俸給又は検察官俸給法別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける副検事

国家公務員倫理法

(平成十一年八月十三日法律第百二十九号)

(定義等)

第二条

4

二 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

口 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

(昭和四十五年十二月十七日法律第百十七号)

(派遣職員の給与)

第五条

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条

4 前三項の規定は、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)又は検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額を法第四条又は第五条の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第一項各号及び第二項中「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と、前項中「附則別表第

五」とあるのは「附則別表第六」と読み替えるものとする。

(昭和四十六年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条の四

4 第二項の規定は、法第四条第一項又は第五条の四第二項に規定する年金のうち前項に規定する組合員に係る年金の額を法第四条の四第二項若しくは第三項又は第五条の四第二項若しくは第四項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則別表第四」とあるのは、「附則別表第六」と読み替えるものとする。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(昭和四十四年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条の二

2 前項の規定は、法第四条第一項又は第五条の二第一項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額を法第四条の二又は第五条の二の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「附則別表第二」とあるのは、「附則別表第三」と読み替えるものとする。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(昭和四十六年度における特別職の職員等の新法年金の額の改定に係る仮定俸給年額の特例)

第二条の四

3 第一項の規定は、法第四条第一項又は第五条の四第一項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額を法第四条の四第一項若しくは第三項又は第五条の四第一項若しくは第四項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第三」とあるのは、「附則別表第五」と読み替えるものとする。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十二年九月三十日政令第三百二十二号)

(給与に関する法令に準ずるもの及び管理職員に相当する者の範囲)

第十条の四

2

三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第百号）附則第三項に規定する者

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令

(昭和四十年九月三十日政令第三百十七号)

(新法年金のうち特別職の職員等に係る仮定俸給年額の特例)

第三条

3 前二項の規定は、法第四条第一項又は第五条第一項に規定する年金のうち裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による報酬又は俸給を受けた組合員に係る年金の額をこれらの規定により改定する場合について準用する。この場合において、第一項中「十二倍に相当する額」とあるのは「十二倍に相当する額（その額が四十一万四千円以下である場合には、それぞれその額に対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）附則別表第三に掲げる仮定俸給年額）」と、前二項中「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と読み替えるものとする。

国家公務員共済組合法施行令

(昭和三十三年六月三十日政令第二百七号)

(報酬)

第五条

3

六 検察官 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第一条、第二条及び第九条の規定に基づく給与

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法

(昭和二十九年六月一日法律第百四十一号)

(他の法律の適用除外等)

第七条

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第四条に規定する給与準則」とする。

該当するデータがありません。

[前の画面に戻る](#)

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

○昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

(昭和二十八年八月一日)

(法律第百五十七号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律をここに公布する。

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

- 1 恩給法(大正十二年法律第四十八号)に基く普通恩給、増加恩給(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十条の規定によつて年額を改定された増加恩給を除く。)、傷病年金又は扶助料で、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じたもの(以下本項において「年金恩給」という。)については、昭和二十八年十月分以降、その年額を左の各号による年額を改定する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。
 - 一 第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額
 - 二 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第三百六号。以下「法律第三百六号」という。)附則第三項第二号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額
 - 三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額
- 2 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
- 3 昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法上の公務員若しくは公務員に準ずる者又はその遺族で、法律第百五十五号附則第十七条、第二十三条又は第二十九条の規定により恩給法に基く普通恩給又は扶助料を受けるものの当該普通恩給又は扶助料については、これらをその退職又は死亡の時に給与事由の生じたものとみなし、第一項中「法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定」とあるのは「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。
- 4 第一項又は前項の規定により年額を改定された恩給法に基く普通恩給を受ける者で法律第百五十五号施行の際恩給法に基く普通恩給を受けていたものに恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その改定された年額の普通恩給(前項の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者にあつては、法律第百五十五号施行の際受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給)について法律第百

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

五十五号による改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、法律第百五十五号附則第六条第一項但書の規定にかかわらず、支給するものとする。

附 則 抄

- 1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
円	円
五五、二〇〇	六四、八〇〇
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇
六二、四〇〇	七二、〇〇〇
六四、二〇〇	七四、四〇〇
六六、〇〇〇	七六、八〇〇
六八、四〇〇	七九、八〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、八〇〇
七五、六〇〇	八八、八〇〇
七八、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八二、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇
九〇、六〇〇	一〇七、四〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇
九六、六〇〇	一一四、六〇〇
九九、六〇〇	一一八、二〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、〇〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

一〇六、八〇〇	一二七、八〇〇
一一一、〇〇〇	一三三、二〇〇
一一五、二〇〇	一三八、六〇〇
一一九、四〇〇	一四四、〇〇〇
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一二七、八〇〇	一五四、八〇〇
一三二、〇〇〇	一六〇、八〇〇
一三六、八〇〇	一六八、〇〇〇
一四一、六〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一五一、二〇〇	一八九、六〇〇
一五六、〇〇〇	一九六、八〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一六八、〇〇〇	二一三、六〇〇
一七四、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	二三〇、四〇〇
一八六、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
一九二、〇〇〇	二四九、六〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二〇六、四〇〇	二六八、八〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二〇、八〇〇	二九〇、四〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二三五、二〇〇	三一四、四〇〇
二四四、八〇〇	三二七、六〇〇
二五四、四〇〇	三四〇、八〇〇
二六四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
二七三、六〇〇	三六七、二〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

二九二、八〇〇	三九八、四〇〇
三〇二、四〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三二六、四〇〇	四四七、六〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三五〇、四〇〇	四八三、六〇〇
三六三、六〇〇	五〇一、六〇〇
三七六、八〇〇	五一九、六〇〇
三九〇、〇〇〇	五三七、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四一六、四〇〇	五七三、六〇〇
四三二、〇〇〇	五九四、〇〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四六三、二〇〇	六三四、八〇〇
四七八、八〇〇	六五七、六〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五一〇、〇〇〇	七〇三、二〇〇
五二八、〇〇〇	七二六、〇〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
五六四、〇〇〇	七七六、四〇〇
五八二、〇〇〇	八〇一、六〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千百七十三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六〇〇、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百八十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

別表第二

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸	仮定俸給年額
------------------	--------

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

	給年額	
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	円	円
	一六二、〇〇〇	二〇四、〇〇〇
	一九二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
	二二二、〇〇〇	二八八、〇〇〇
	二五二、〇〇〇	三三六、〇〇〇
	二八二、〇〇〇	三八四、〇〇〇
	三一二、〇〇〇	四三二、〇〇〇
	三四八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	円	円
	四六八、〇〇〇	六三六、〇〇〇
	五〇五、〇〇〇	六八四、〇〇〇
	五三四、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
	五六四、〇〇〇	七六八、〇〇〇
	六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
	六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
	七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
秘書官又はその遺族の恩給についてその恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百五十九倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が四六八、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十八倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。		
	七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
	九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

別表第三

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
円	円

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

一一五、二〇〇	一三八、六〇〇
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一三二、〇〇〇	一六〇、八〇〇
一三九、二〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一八一、二〇〇	二三〇、四〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二五五、六〇〇	三四〇、八〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九八、八〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三七〇、八〇〇	五一九、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇
六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一一五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

中央省庁等改革関係法施行法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年十二月二十二日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

法律第百六十号

中央省庁等改革関係法施行法

目次

第一章 総則(第一条)	
第二章 内閣法の一部を改正する法律の施行期日(第二条)	
第三章 金融庁関係(第三条―第七十六条)	
第四章 法令の廃止(第七十七条)	
第五章 内閣関係(第七十八条―第百六十九条)	
第六章 総務省関係(第百七十条―第百九十四条)	
第七章 法務省関係(第百九十五条―第三百三十条)	
第八章 外務省関係(第三百三十一条―第三百三十七条)	
第九章 財務省関係(第三百三十八条―第五百九条)	
第十章 文部科学省関係(第五百十条―第五百八十五条)	
第十一章 厚生労働省関係(第五百八十六条―第七百七十四条)	
第十二章 農林水産省関係(第七百七十五条―第八百七十条)	
第十三章 経済産業省関係(第八百七十一条―第九百九条)	
第十四章 国土交通省関係(第一千条―第一千二百六十五条)	
第十五章 環境省関係(第一千二百六十六条―第一千三百条)	
第十六章 経産省関係(第一千三百一条―第一千四百四十四条)	
附則	
第一章 総則	
(趣旨)	
第一条 この法律は、中央省庁等改革関係法(内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)、内閣府設置法(平成十一年法律第八十八号))	

(公証人法の一部改正)

第三百三三條 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ)に改める。

第十五条第二項及び第八十一条第一項中「審査会」を「審議会等」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第三百四四條 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中「命令」を「法務省令」に改める。

(恩赦法の一部改正)

第三百五五條 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「命令」を「法務省令」に改める。

(検察庁法の一部改正)

第三百六六條 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」「審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう)に改める。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第三百七七條 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第五項中「各大臣」の下に「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は」を加え「各大臣」を「各省大臣」に改める。

第七條第二項中「あわせて」を「併せて」に「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第三項中「行なわせる」を「行わせる」に「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第三百八八條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十九條第三項を除く)中「命令」を「法務省令」に改める。

(第四十九條第三項中「命令」を「法務省令・厚生労働省令」に「添附」を「添付」に「但し」を「ただし」に改める)

第二百八十八條第一項中「但し」を「ただし」に「命令」を「法務省令」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第二百九十九條 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第三百十條 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の三「通商産業事務官」の下に「若しくは経済産業事務官」を「郵政省」の下に「若しくは総務省」を「総務府事務官」の下に「若しくは総務事務官」を加える。

(少年院法の一部改正)

第三百一十一條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(司法警察職員等指定応急措置法の一部改正)

第三百一十二條 司法警察職員等指定応急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一條に後段として次のように加える。

この場合において、同令第三條第四号中「警林局署」とあるのは「森林管理局署」と、農林事務官」とあるのは「農林水産事務官」と、農林技官」とあるのは「農林水産技官」とする。

(人権擁護委員法の一部改正)

第三百一十三條 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「命令」を「法務省令」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第三百一十四條 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三百一十五條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の四第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三百一十六條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第三十五号及び第三十六号」を「法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四條第三十六号又は第三十八号」に改める。

(保護司法の一部改正)

第三百一十七條 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「第五條の規定による保護司選考会の意見を聞いて行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

第五條第一項を次のように改める。

保護観察所に、保護司選考会を置く。

第五條第二項中「東京」を「東京地方裁判所の管轄区域を管轄する保護観察所」に改める。

第十二條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」「保護司選考会の意見を聞き」を「保護観察所の長の申出に基づいて」に改め、同項第一号中「各号の一に掲げる条件」を「各号に掲げる条件のいずれか」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に「且つ」を「かつ」に「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第三百一十八條 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(民事調停法の一部改正)

第三百一十九條 民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第三百二十條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五号中「法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第七條」を「法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十三條」に改める。

第八條中「前條」を「第七條第一項」に改める。

第九條第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七條第一項中「基き」を「基づき」に「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十二條第三項中「分監」を「支所」に「因り」を「より」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第三百二十一條 売春防止法(昭和三十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「前條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

第四十條第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(商業登記法の一部改正)

第三百二十二條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第四條中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第三百二十三條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう)で政令で定めるもの」に改める。